

# 青森県報

第三千五百六十一号

平成二十四年  
七月六日  
(金曜日)

## 目次

### 訓 令

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程……………

まろご  
あおも  
ちり  
情報発信  
一

### 告 示

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程……………  
生活保護法による医療機関の指定……………  
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………

(統計分析課) …… 二  
(健康福祉政策課) …… 二  
(障害福祉課) …… 三

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………  
都市計画公聴会の開催……………

(商工政策課) …… 三  
(同) …… 四  
(都市計画課) …… 五  
(同) …… 六

### 監 査 委 員

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………

(事務局) …… 六

### 収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定……………

(監理課) …… 七  
(同) …… 七

## 訓 令

青森県訓令第十九号

庁 中 一 般  
三 八 地 域 県 民 局

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程

### (趣旨)

第一条 この規程は、青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条の規定により、三八地域県民局長に、平成二十四年度青森県八戸広域観光復興事業費補助金交付要綱(平成二十四年六月十二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

### (委任事務の指示)

第三条 三八地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

### (委任事務の専決)

第四条 三八地域県民局地域連携部長は、第一条の規定により三八地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、三八地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、三八地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を三八地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、三八地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ三八地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び三八地域県民局地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので三八地域県民局地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ三八地域県民局地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百五十七号

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十六号）の一部を

次のように改正する。

第三条中「及び外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定に基づき外国人登録原票に登録され、又は外国人登録原票を閉鎖された者」を削る。

第四条第一項第四号中「住所地又は居住地別」を「住所地別」に、「住所地又は居住地」を「住所」に、「移し、又は居住地を変更した」を「移した」に改め、同項第六号中「移し、又は居住地を変更した」を「移した」に改める。

第五条第二号中「第二十二条」の下に「若しくは第三十条の四十六」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録法第八条第一項の規定による居住地変更の登録の申請をする者」を削る。

第六条第一号中「及び外国人登録法第四条第一項に規定する外国人登録原票」を削り、同条第二号中「若しくは転出届を行い、又は同号の居住地変更の登録の申請をする」を「又は転出届を行う」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十四年七月九日から施行する。

2 青森県人口移動統計調査（この規程の施行の日前に係る部分に限る。）に係る調査対象の範囲、報告を求める事項、報告を求める者及び報告を求めるために用いる方法については、なお従前の例による。

青森県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
イオン薬局八戸田向店	八戸市大字田向字毘沙門平二七の一	平成二四・六一

青森県告示第五百五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
	名称	所在地	障害福祉サービス事業所	所在地	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	短期入所	旭光園身体障害者短期入所事業所	平川市猿賀明堂二五五	平成二四・三・三
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一字大室平九一の	知的障害更生施設	知的障害者更生施設（通所）すまいる	むつ市大字奥内一字大室平九一の	〃
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一字大室平九一の	知的障害更生施設	知的障害者更生施設（通所）すまいる	むつ市大字奥内一字大室平九一の	〃
社会福祉法人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	行動援護	ホームステーションたんぼぼ	十和田市大字三本木字里ノ沢一の五六九	平成二四・五・三
特定非営利活動法人よかぜ	八戸市大字長苗二丁目幕ノ内九の	共同生活援助	グループホーム「ピブツクママ」	八戸市大字長苗二丁目幕ノ内九の	平成二四・六・三〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
イオンタウン安原ショッピングセンター 弘前市安原第二土地区画整理事業保留地第四八街区符号保の一画地外	イオンタウン安原ショッピングセンター 弘前市大字泉野一丁目四の二外	平成二四・一・二四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	平成三・五・一八
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 宮下直行	平成三・五・一八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	平成三・五・一八

株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 宮下直行	"
株式会社ツルハ 北海道札幌市北二十四条東二十 丁目一の二四 代表取締役 鶴羽樹	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東 二十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	一六・九二七
有限会社つるや 弘前市大字青山五丁目二七の二 代表取締役 原庄三郎	株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原庄三郎	一六・七二
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行 字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁 目四の一四 代表取締役 矢野博文	一六・三一
株式会社ニーステップ 東京都中央区新川一丁目二二の 一五 代表取締役 高田覚司	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中種区今池三丁 目四の一〇 代表取締役 松井博史	三・三三 (名称及 び住所) 四・四三 (代表者 の氏名)
株式会社小山内バッテリー社 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内孝	株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	一五・四一四

四 届出年月日

平成二十四年六月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年七月六日から同年十一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業を行うに關する事項	株式会社サンデー 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	株式会社サンデー 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時	平成 二四・六・二〇

四 届出年月日

平成二十四年六月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年七月六日から同年十一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により東北都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十四年七月三十一日 午後一時から

二 開催の場所

東北町役場本庁舎二階会議室 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

三 案件

東北都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べよつとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べよつとすることを申し出ることができる者は、東北町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十四年七月二十三日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の一  
東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、



一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

東北町企画課

2 閲覧期間

平成二十四年七月十日から同月二十三日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により上北都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十四年七月三十一日 午後一時から

二 開催の場所

東北町役場本庁舎二階会議室 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

三 案件

上北都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが申し出ることができる者は、東北町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十四年七月二十三日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一

東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

東北町企画課

2 閲覧期間

平成二十四年七月十日から同月二十三日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定

により、次のとおり告示する。

平成二十四年七月六日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 篤 子
- 青森県監査委員 工 藤 兼 光
- 青森県監査委員 岡 元 行 人

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青山 伸一	東京都三鷹市上連雀一丁目二五の二一の五〇五
石村 英雄	東京都大田区久が原四丁目二九の一の三〇一
井上 光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町一三の二八
宮本 和之	東京都日野市大字上田二五五の二三
山崎 愛子	東京都目黒区自由が丘二丁目六の二

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十四年七月十二日から平成二十五年三月三十一日

### 収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 溝江隆子

住所 青森県弘前市大字栄町四丁目一三番地二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年六月二十五日

別表 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現 況	公簿	実 測	
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元	92番 148番1	畑 原野	畑 畑	354 1,171	354.99 1,171.09	354.99 9.51
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字福岡	116番15	畑	畑	1,586	1,586.77	134.11
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添	255番1	田	田	2,829	2,829.54	2,829.54

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
氏名 成田和幸  
住所 青森県弘前市大字若葉一丁目五番地三六
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十四年六月二十五日

別表 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 明渡しを 求める土地の 面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
青森県中津軽郡西 目屋村大字川原平 字福岡	30番1	田	畑	1,812	1,812.04	1,812.04
青森県中津軽郡西 目屋村大字川原平 字大川添	278番1	田	畑	2,433	2,438.95	2,438.95

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭